

平成 23 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社エムビーエス  
代表者名 代表取締役社長 山本 貴士  
(Q-Board・コード：1401)  
問合せ先 管理部長 栗山 征樹  
電話番号 0836-37-6585

## 株式分割、単元株制度の採用及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 25 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 23 年 5 月 31 日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 23 年 5 月 31 日（火曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

※本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

平成 23 年 4 月 25 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	6,195 株
今回の分割により増加する株式数	613,305 株
株式分割後の発行済株式総数	619,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	2,098,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	平成 23 年 5 月 16 日（月曜日）
基準日	平成 23 年 5 月 31 日（火曜日）
効力発生日	平成 23 年 6 月 1 日（水曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成23年6月1日以降、以下のとおり調整致します。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成16年5月29日臨時株主総会決議及び平成16年5月29日取締役会決議に基づく新株予約権	25,000円	250円
平成17年8月30日定時株主総会決議及び平成18年4月17日取締役会決議に基づく新株予約権	376,453円	3,765円

(6) その他、本株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成23年6月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

平成23年6月1日（水曜日）

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成23年5月27日（金曜日）をもって福岡証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成23年6月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則2を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社が発行する株式の総数は、 <u>20,980株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社が発行する株式の総数は、 <u>2,098,000株</u> とする。
(新設)	( <u>単元株式数</u> )
	第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第35条	第8条～第36条
(省略)	(現行どおり)
(新設)	附則2
	<u>1. 第6条の変更ならびに第7条の新設およびそれに伴う条文の繰り下げは、平成23年6月1日から効力を発生する。なお、附則2は、効力発生日をもって削除する。</u>

以 上